

診療情報提供実施要領

1 趣旨・目的

この要領は、栃木県立リハビリテーションセンター（以下「センター」という。）が患者等の求めに応じて診療情報を提供することにより、センターにおいて医療に従事する職員（以下「医療従事職員」という。）と患者等が診療情報を共有し、もって相互の信頼関係を深め、より質の高い医療を提供することを目的とする。

2 用語の意味

この要領において使用する用語の意味は、以下のとおりである。

(1) 診療情報

診療の過程で、患者の病状や治療等について医師又はその他の医療従事職員が知り得た情報

(2) 診療記録等

診療録（カルテ）、看護記録、処方箋、検査記録、検査結果報告書、その他診療の過程で患者の病状等について作成、記録された書面（電子的に記録されたものを含む。）、画像等

3 診療情報提供の一般原則

- (1) 医療従事職員は、患者等に対し懇切に診療情報を説明・提供するよう努める。
- (2) 診療情報は、口頭による説明、説明文書の交付、診療記録等の開示等、具体的状況に即した適切な方法により提供する。

4 診療記録等の開示による情報提供

- (1) 医療従事職員は、患者等が自己の診療録、その他の診療記録等の閲覧若しくは謄写を求めた場合には、原則としてこれに応ずるものとする。
- (2) 診療記録等の開示の際、患者等が補足的な説明を求めたときは、医療従事職員はできる限り速やかにこれに応じるものとする。

5 診療記録等の開示を求めることができる者

診療記録等の開示を求めることができる者は、原則として次のとおりとする。

- (1) 患者が成人で判断能力がある場合は、患者本人
- (2) 患者に法定代理人がある場合は、法定代理人
- (3) 診療契約に関する代理権が付与されている任意後見人
- (4) 患者本人から代理権を与えられた親族
- (5) 患者が成人で判断能力に疑義がある場合は、現に患者の世話をしている親族
- (6) 患者から代理権を得た任意代理人（弁護士、保険会社、委託会社等）

6 診療記録等の開示を求める手続き

- (1) 診療記録等の開示を求めようとする者（以下「申立者」という。）は、「診療記録等開示申立書」（様式1）（以下「申立書」という。）に記入の上、5の各号のいずれかに該当する者であることを証明するものを添えて、所長宛てに提出しなければならない。
- (2) 所長は、前項の申立書を受け付けた日の翌日から起算して14日以内に、開示の可否等について決定し、申立者に対して「診療記録等開示取扱回答書」（様式2）により通知する。ただし、やむを得ない事由により期間内に決定することができない場合は、申立書を受け付けた日の翌日から起算して30日を限度として、その期間を延長することができる。この場合、延長の理由を速やかに申立者に通知するものとする。

7 診療情報の提供に係る諮問機関

診療情報の提供が円滑に行われるよう、センター組織規程第5条第2項により設置される診療情報管理委員会（以下、「委員会」という。）は、診療情報の提供に関する全

般的事項を所掌するほか、診療記録等の開示申立てに係る申立者の適否、開示する診療記録等の範囲及び開示の可否（全部開示・部分開示・非開示）等について、公平かつ慎重に審議する。

また、委員会の長は、委員会の開催に当たって関係する医療従事職員の出席を求めることができる。

8 診療情報開示の可否の決定

所長は、診療記録等の開示の可否を決定するに当たり、委員会での審議の結果を参考として決定するものとする。ただし、診療情報を提供することに特に問題がないと判断した場合には、委員会での審議を省略することができる。

9 診療記録等の開示の方法

- (1) 診療記録等の開示は、センターが指定する場所において、センター職員の立会いの下に行う。また、申立者の求めがあれば、医療従事職員（主治医等）がその記載内容等について説明を行うものとする。
- (2) 申立者が、センターが保有する診療記録等をセンターの外へ持ち出すことは禁止する。

10 費用の負担

申立者が謄写により診療記録等の開示を受けた場合、当該謄写に要した費用は申立者の負担とし、別に定める「栃木県立リハビリテーションセンターが徴収する料金に関する規程」に基づき徴収するものとする。

11 診療情報提供を拒むことができる場合

患者等から診療記録等の開示などの診療情報提供について申し立てがあった場合で、次の事由に該当するときは、3及び4の規定にかかわらず診療情報提供の全部若しくは一部を拒むことができる。

- (1) 患者本人若しくは申立者の心身の状況を著しく損なう恐れがあるとき
- (2) 第三者の利益を害する恐れのあるとき
- (3) 前二号のほか、提供又は開示を不相当とする相当な事由があるとき

12 遺族に対する診療情報の提供

- (1) 医療従事職員は、患者が死亡した場合、遺族に対し死亡に至るまでの診療経過等の診療情報を提供するものとする。
- (2) 前項の診療情報の提供については、3、4、6から11までの規定を準用する。
ただし、診療記録等の開示を求めることができる者は、患者の法定相続人とする。

13 事務担当課

診療情報の提供に関する事務は、医事課が行う。

14 委任

診療情報の提供に関し疑義が生じた場合は、委員会に諮るものとする。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から適用する。

診療記録等開示申立書

年 月 日

栃木県立リハビリテーションセンター所長 様

住 所 _____
申立者 氏 名 _____
電話番号 _____

下記のとおり診療記録等の開示を希望します。

1 開示を希望する診療 記録等の名称・内容			
2 開示の方法 (○で囲む)	(1) 閲覧 (2) 謄写		
3 申立者の区分 (○で囲む)	(1) 患者本人 (2) 患者の法定代理人 (未成年の親権者、後見人等) (3) 診療契約に関する代理権が付与されている任意後見人 (4) 患者から代理権を与えられた親族 (5) 現に患者の世話をしている親族 (患者の判断能力に疑義がある場合に限る。) (6) 遺族 (患者の法定相続人) (7) 患者から代理権を得た任意代理人 (弁護士、保険会社、委託会社等)		
4 患者本人の氏名等 患者本人以外の 申し立ての場合	患 者 氏 名		
	住 所		
	電 話 番 号		
	患者本人との続柄		

(注) 1 申し立ての際には、本人であることを証明する書類 (運転免許証、旅券等) を提出
又は提示してください。

2 本人以外の方 (法定代理人等) が申し立てる場合は、申立者であることを証明する
書類に加え、弁護士等資格を有する者であることや、保険・委託会社の職員であるこ
とを証明する書類を提出又は提示してください。

(以下の欄は記入しないでください。)

本人 確 認 書 類	(1) 運転免許証 (2) 旅券 (3) 保険証 (4) その他 ()
法定代理人等の 資 格 確 認 書 類	(1) 戸籍記載事項証明書 (2) 登記事項証明書 (3) 委任状 (4) その他 ()
備 考	

診療記録等開示取扱回答書

第 号
年 月 日

様

栃木県立リハビリテーションセンター所長名 印

年 月 日付けで申し立てのありました診療記録等の開示について、次のとおり
取り扱うこととしましたので通知します。

1 取扱い	(1) 全部開示 (2) 部分開示 (3) 非開示		
2 開示をする診療記録等の名称・内容			
3 開示の方法	(1) 閲覧 (2) 謄写		
4 開示しない場合の非開示部分とその理由			
5 開示の実施の日時及び場所	日 時	年 月 日 時 分から	
	場 所		
6 担 当 課	電話番号		
7 備 考			

(注) 1 開示を受ける場合は、この通知書を持参してください。また、申立者本人であることを証明できる書類（運転免許証等）を提出又は提示してください。

2 開示を受ける場合で上記の日時にお出でになれないときは、あらかじめ担当課へ連絡してください。